

令和 9 年 度 予 算 編 成 方 針

本市にあっては、これまでも幾多の社会問題を乗り越えてきたところであり、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や原油価格の高騰等をはじめとする、社会全体を揺るがす未曾有の事態に対しても真に必要な事業を的確に捉え、行政サービスを積極的に展開してきたところである。

しかしながら、近年の物価や人件費の高騰は予想をはるかに上回る上昇を見せており、最重要プロジェクトである新複合施設建設にかかる膨大な財政出動が見込まれることも踏まえると、安定的な財政運営を継続していくことは本市にとって前例のない試練を向かえることとなる。

このような大きな試練を目の前にしたとき、市全体の事業を俯瞰して見ると、例えば、事業の中止さえ頭によぎることもあった新複合施設建設であっても、福祉サービスであっても、子ども・子育て施策であっても、インフラ整備であっても、それぞれが同様に第二次志木市将来ビジョンに掲げる「よりそう想い 広がる絆 いいね！がいっぱい 志木のまち」に繋がる必要不可欠な行政サービスであることから、将来的な財政状況を見据え、均衡を保ちながら展開していかなければならない。

こうした中、予算編成を進めるにあたっては、今まで以上に職員一人ひとりが、本市の財政状況は一瞬の油断も許さない状況であることを強く意識し、全ての事務事業の必要性や、効果、優先度を改めて検証し抜本的な改革に取り組む必要がある。

その一方で、既存事業の改革ばかりに目を向けるのではなく、これまで幾多の社会問題を乗り越えてきた志木市職員としての誇りを胸に、全職員が一丸となり、決して立ち止まることなく、新規施策の立案にも迅速果断の精神を持って取り組むこと。

以上を念頭に、次の4つの事項を基本的な柱とする。

第一に、物価高騰や人件費の上昇などに拍車がかかる中であっても、引き続き安定的な財政運営を行っていくため、全ての事務事業の必要性や効果、優先度を検証し、最小の経費で最大の効果を挙げることを主眼に置き、統廃合や縮小を含めた抜本的な見直しを実施した結果を予算要求に反映させること。

第二に、令和9年度は、「新・しき躍進計画35」に掲げた事業の本格的な実践年度でもあることから、「健康・共生」、「すくすく子育て」、「魅力・活性化」、「快適な暮らし」、「持続可能」をさらに加速させるための予算要求とすること。

第三に、生産年齢人口の急激な減少などの環境変化に直面する中においては、こども・若者・子育て支援策を一体的かつ総合的に打ち出し、子育て世代の流入及び定住を力強く推進していくことが必要不可欠となることから、子育てしやすい環境づくりを更に推進することはもとより、全てが市の魅力発信に繋がる重要な事業であることを認識し、シティプロモーションの視点を踏まえた予算要求とすること。

第四に、A Iの社会実装が目前に迫る中においては、デジタル化がもたらす効果を職員一人ひとりがさらに理解を深めるとともに、先進技術を取り込む下地づくりとしてB P Rによる業務の見える化を図りながら、限られた財源と職員数による質の高いサービスの実現を強く意識すること。

以上のことを予算編成にあたっての基本的な考え方とし、下記の点も熟慮のうえ、令和9年度の予算編成にあたること。

記

- (1) 新規事業については、徹底した議論を行い、アイデア行政の視点をもって、魅力ある事業をボトムアップにより考案していくこと。また、事業の推進による効果を具体的かつ明確にすることとし、その達成目標は定性的かつ定量的な指標により設定すること。あわせて、可能な限り事業実施期間を設定するとともに、予定事業費の総額を明らかにすること。
- (2) 既存事業について前例踏襲は認めない。サマーレビューや事務事業の見直し、事業判定会の対象となった事業だけでなく、すべての事務事業についてP D C Aサイクルの徹底を図り、過去の決算状況等も踏まえ、聖域なく見直しを行うことで事業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応すること。
- (3) 人件費や燃料価格、資材及び労務単価等が上昇している現状を踏

まえ、既存事業については、引き続き実施することを前提とせず、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、所期の目的を達した事業等、真に今必要な事業を見極め、予算へ反映すること。

- (4) 各課で所管する分野ごとの事業計画の推進にあたっては、行政の強みを最大限活かし、データを収集・分析して、将来発生することが懸念される課題に対し、事前に解決すべく必要な予算を計上すること。
- (5) 部局協働（連携）を念頭に、複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、予算要求にあたっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。
- (6) 「地域共生社会を実現するための条例」に定めた基本理念に則り、地域福祉の推進に寄与する必要な施策を検討すること。
- (7) 会計年度任用職員の新たな任用にかかる予算については、人事課以外からの予算要求を原則認めない。新規事業等において、新たに会計年度任用職員の配置を希望する所属は、事前に人事課と協議したうえで、予算措置の方法を財政課へ確認すること。また、担当課予算にて現に配置されている会計年度任用職員については、役割等を改めて精査し、配置の必要性について十分に検討すること。